


川口市 芝第2・第5地区 まちづくり勉強会 平成23年度 第1回勉強会	
日時・会場	平成23年12月17日（土）15：30～17：30 芝公民館
出席者	勉強会委員：19名 傍聴者：2名
	川口市職員：3名
	日本測地設計(株)（コンサルタント）：5名
進行概要 （プログラム）	STEP0．開会 STEP1．勉強会発足までの経緯とまちづくり勉強会の活動イメージについて STEP2．勉強会について STEP3．すぐできる身近な整備について考えよう！！ STEP4．全体質疑応答 STEP5．閉会
配付資料	資料1 芝第2・第5地区 まちづくり勉強会委員名簿 資料2 まちづくり提案書（案）概要版 資料3 勉強会継続までの経緯とまちづくり勉強会の活動イメージについて 資料4 芝第2・第5地区 まちづくり勉強会 会則（案） 資料5 検討の進め方と今後のスケジュールについて
検討内容	
STEP0．開会	
<p>司会より今日の流れの確認</p> <p>区画整理課長より挨拶</p> <p>皆様こんにちは。開催に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。 皆様方におかれましては、まちづくり行政に対しまして、日頃より、ご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。 また、本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 この度、新たなまちづくり勉強会を設立する運びとなり、これもひとえに地域の皆様方と各町会のご協力、ご理解の賜物と深く感謝申し上げます。 この勉強会は、優先的に整備すべき箇所の検討を行う協議会がすでに発足しておりますが、その他の区域につきましても、関係町会の代表の方と公募の方、そして行政が協働で今後のまちづくりについて検討していくものです。本地区のまちづくりを検討する上で、活発な意見交換をしていただければと思います。よろしく願いいたします。</p>	
 <p style="text-align: center;">勉強会風景</p>	
<p>勉強会委員・職員等の紹介</p> <p>勉強会委員の紹介をおこないました。また、職員及びコンサルタントの紹介をおこないました。</p>	

STEP1. 勉強会継続までの経緯とまちづくり勉強会の活動イメージについて

勉強会継続までの経緯について

勉強会継続までの経緯について、川口市職員より、説明がありました。

(芝第2・第5地区周辺のまちづくり状況について)

芝地区の芝第2・第5地区及び、芝第3・第4地区、芝東第2地区の3地区は、いまだ土地区画整理事業に着手出来ないという課題が残っている状況です。(図1)



図1: 芝第2・第5地区周辺のまちづくり状況

(まちづくり勉強会の開催)

芝第2・第5地区では、「長期未着手のままの土地区画整理事業予定区域という課題」に対して、住民と市の協働により、「芝第2・第5地区まちづくり勉強会」を計8回開催し、まちづくりの方向性について検討を深めてまいりました。(図2)

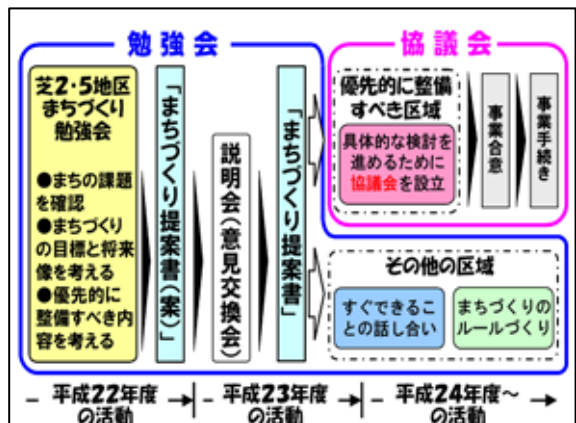


図2: 芝第2・第5地区まちづくりスケジュール

(全体説明会の開催(平成23年8月21日))

「まちづくり提案書」として取りまとめた内容について、地区住民の方を対象とした全体説明会を開催し、検討結果と今後の進め方についてご報告しました。(図3)



図3: 全体説明会の開催

(進め方の方針転換)

市といたしましては、地区全体(約43ha)のまちづくりは必要と考えております。しかし、建物密集度が高まってきた中で、合意形成や事業費の面から地区全体を土地区画整理事業で進めることは難しい状況であります。

このことから、まちづくり勉強会でとりまとめた内容を尊重して、まちづくりの進め方を見直し、「優先順位の高いところから、部分的かつ合意の得られたところから段階的に整備を進める」方針転換を行い、区画整理も含めた様々な事業手法を活用した整備手法の検討に取り組むことと致しました。(図4)



図4: 段階的整備図

(「勉強会」と「協議会」の2つの組織により検討を進めます)

まず、優先的に整備する範囲を対象としたまちづくり協議会を新たに発足し、具体的な検討を進めます。都市計画道路は、優先的に整備す

べき内容ではありますが、実現までに時間がかかります。そのため、まちづくり勉強会についてもこれまでの活動を継続して地区内のすぐできる整備やまちづくりのルールについて検討を進めていきます。

まちづくり勉強会の活動イメージ

次に、まちづくり勉強会の活動イメージについて、確認をおこないました。

名 称	「芝第2・第5地区まちづくり勉強会」
目 的	まちづくり提案書を基本として、都市計画道路以外の区域（その他の区域）について「すぐできることの話し合い」や「まちづくりのルールづくり」の検討を行う。
会 則	会則の主な内容：名称、目的、対象区域、活動内容等 *次第2にてお諮りする予定です。
対象区域	芝第2・第5地区（約43ha）を対象とする。
勉強会の組織	委員27名（町会の推薦：20名 公募：7名）（図5）

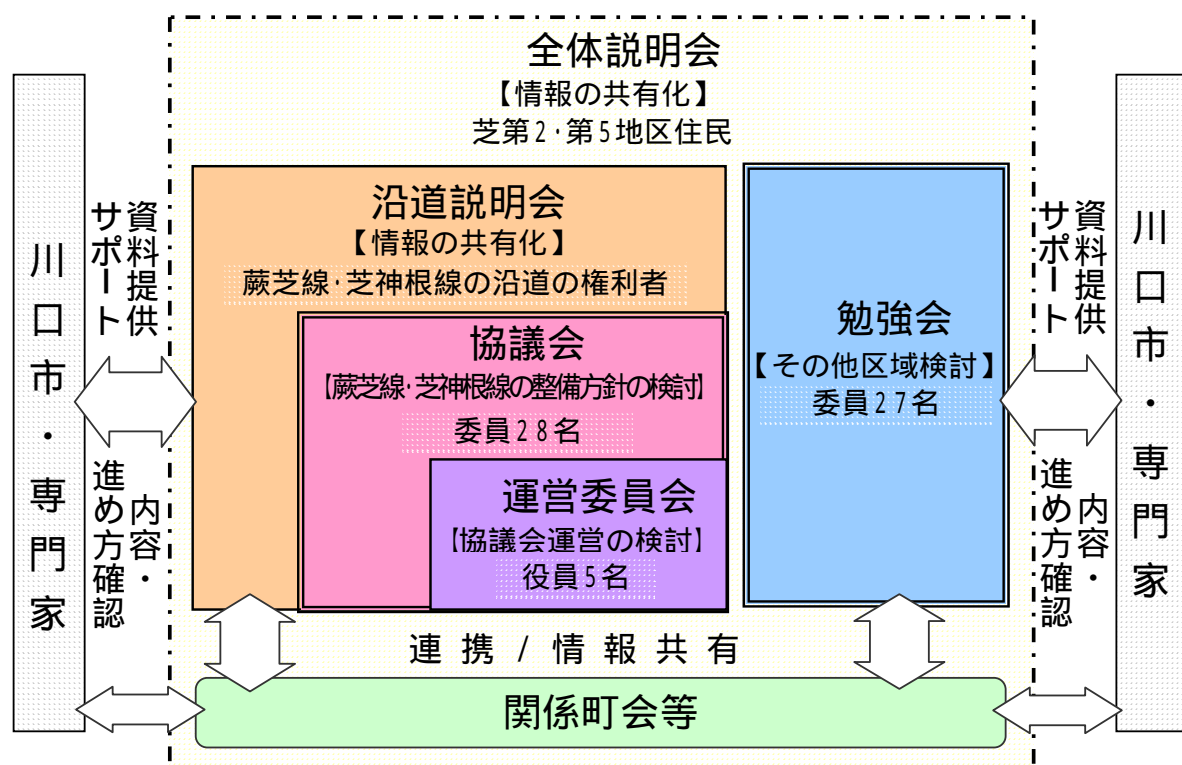


図5: 勉強会組織図

STEP2. 勉強会について

勉強会の目的と会則について

次に、勉強会の目的と会則について、確認をおこないました。

芝第2・第5地区まちづくり勉強会 会則

会則で定められている内容

- ・ 名称（第1条） 目的（第2条） 対象区域（第3条） 勉強会の構成（第4条） 活動内容（第5条） 委員の任期（第6条） 事務局（第7条） 会則の改正（第8条） 附則

検討の進め方と今後のスケジュールについて

検討の進め方と今後のスケジュールについて説明し、委員の皆さんと確認をおこないました。

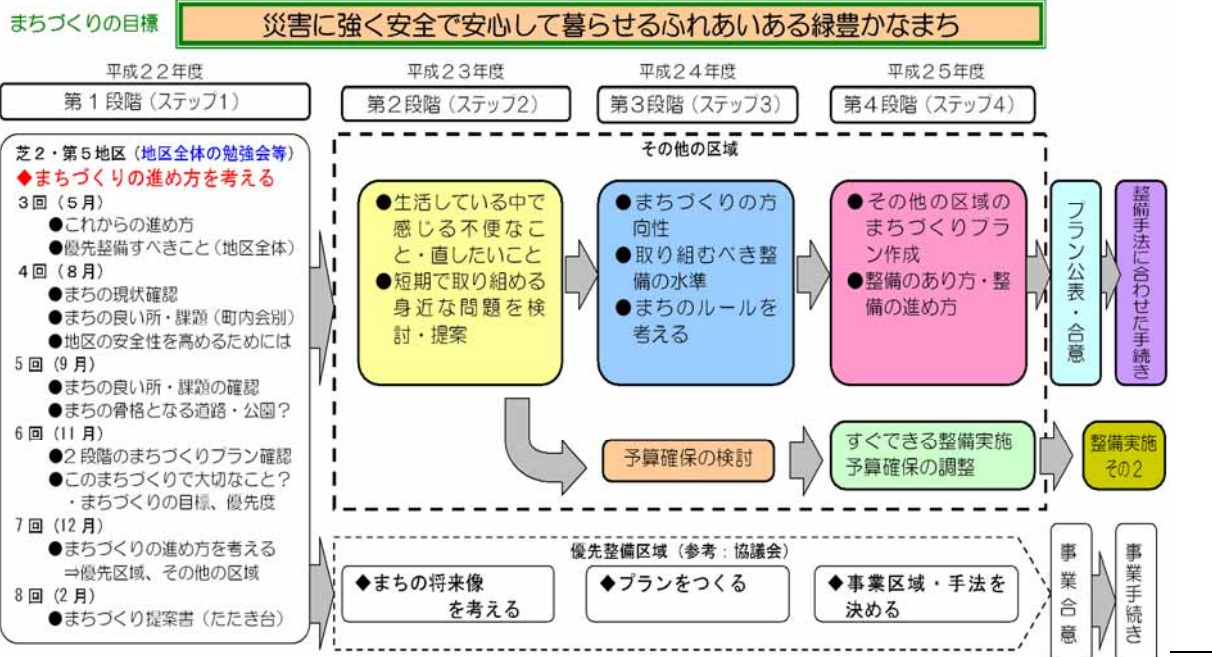
1. 検討の進め方について

- ・ 地区内のすぐできる整備やまちづくりのルール（地区計画）について検討していただきます。
- ・ 事務局が作成した資料を基に班別討議(ワークショップ)形式による検討を進めていきます。検討内容は、対象範囲内にお住まいの方や地区外にお住まいの地権者の方にまちづくりニュース及び川口市ホームページ等で情報周知を行っていきます。
- ・ まちづくり勉強会の検討結果等については、年度末等の節目に芝第2・第5地区内の関係権利者の方を対象とした全体説明会を開催し、情報の共有化を図ります。

2. 今後のスケジュールについて

今後は、平成23年度に第2段階として「生活している中で感じる不便なこと・直したいこと」や「短期で取り組める身近な問題を検討・提案」をおこないます。平成24年度以降は、第3段階、第4段階について検討を進めていきます。

川口市 芝第2・第5地区まちづくり勉強会全体スケジュール



質疑応答

質疑応答では、以下の質問がありました。

質問1： 先ほどから説明がありました勉強会で検討する「その他地域」というのは、内容の差なのか。区域の差なのか。

回答： 区域の差になります。

質問2： 区域の差ですと、進め方を区域毎に合意を得られたところから実施するとのことですが、そういった部分毎におこなった場合の地区全体としての整合性については、どのように考えていますか。

回答： 地区全体の整合性については、今後皆さんと検討していくまちづくりプランの中で、全体計画を担保していきます。その計画に基づいて整備の整合性をとりながら、合意の得られたところから段階的に整備を実施していくイメージです。

STEP3. すぐできる整備について考えよう！！

班別討議（ワークショップ）形式による検討をおこないました。

進め方の例【班別討議（ワークショップ）】について

今回、班別討議が初めての方も参加していることから、班別討議について説明致しました。

芝第2・第5地区に関する身近な問題を考え、すぐできる整備について考えよう

全体の作業内容の説明後、各班にて、検討をおこないました。最初に、テーブルにある芝第2・第5地区内の図面にお住まいの場所又は、権利をお持ちの場所にシールを貼り、自己紹介を行いました。その後、昨年度の勉強会にて、おこなった芝第2・第5地区の課題についてまとめた内容を確認しながら、地区の問題点や直したいことについて、付箋に記入することや、図面の該当箇所に印を付けるなどをしながら、検討をおこないました。（検討結果については、7P参照）

各班の結果確認・発表

結果確認は、各班の代表者に検討内容の発表を行っていただきました。



A班



B班



C班

各班の結果確認・発表(つづき)



D班



E班

全体意見のとりまとめ

皆さんから様々な意見が出ておりました。中でも電柱や、水路の暗渠化、街路灯、通り抜け道路の整備、交通処理の問題で信号を付けたり、通過交通をなくす等、あまり予算をかけずにできるアイデアがいくつか出てきていると思います。そういった身近なところを改善できれば、大きな計画の前に、まずは身近なところから解決できれば、良いかと思ひます。

今回は、短時間の中でやっていただきましたので、もし、他に意見がある方は、市の方にこんなこともやっていただきたいと、ご意見をお寄せいただければと思ひます。初めて行った中で、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。今回提案いただいたご意見につきましては、次回以降検討してまいりたいと思ひます。

STEP4 全体質疑応答.

意見交換の発表の中で、以下の質疑応答がありました。

質問 1： これから道路の計画を進めようと話をしていますが、周辺では、新たに建物が建てられています。市としては、どういふ対応を行なっているのでしょうか。

回答： 芝第2・第5地区は、土地区画整理事業による都市計画決定がされている区域ですので、将来の事業の円滑な施行を確保するため、都市計画法の53条という法的なルールを基に、建物の構造上の制限がかけられています。その制限以内の建物であれば、建築をすることができます。

質問 2： この地域は、高齢の方が多く住んでいます。密集している地域でマンションや高い建物を建てる場合、そういった配慮や近隣の地域とのコミュニティの維持について悩みが出てくると思ひます。この勉強会の中で検討していくことだと思ひますが、今現在考えられているところがあれば、教えていただければと思ひます。

回答： マンション等の建物に関する整備につきましては、バリアフリー法に基づき、高齢者の方が安全かつ円滑に利用できる整備を推進して参りたいと考えております。近隣の地域とのコミュニティにつきましても、維持向上を目指したまちづくりをこの会の中で検討していきたいと考えております。

STEP5 閉会.

次回の予定の確認をおこない、閉会しました。

A班の検討結果



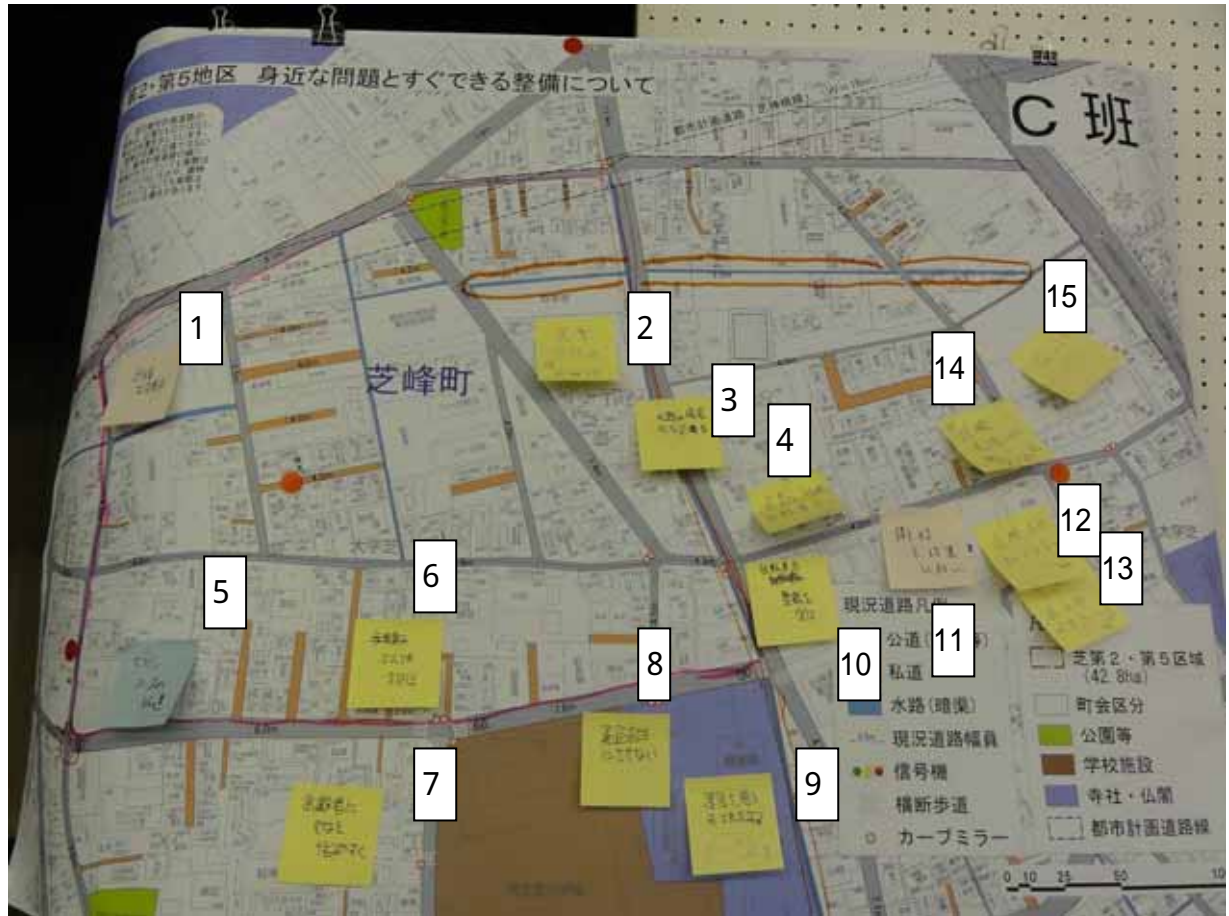
	良いところ・悪いところ・改善案・その他
1	根本的なことを解決してから議論したい
2	市からの質問の回答が返ってきていない
3	どうして都市計画道路上に建物が建つのか
4	密集した建物の解消の際に引越し等があった場合、高齢の方の立場をどう考えるのか
5	これまでのコミュニティは継続できるのか
6	地区内で新たに建築する場合の都市計画決定の建築制限や指導はどのようにされているのか

B班の検討結果



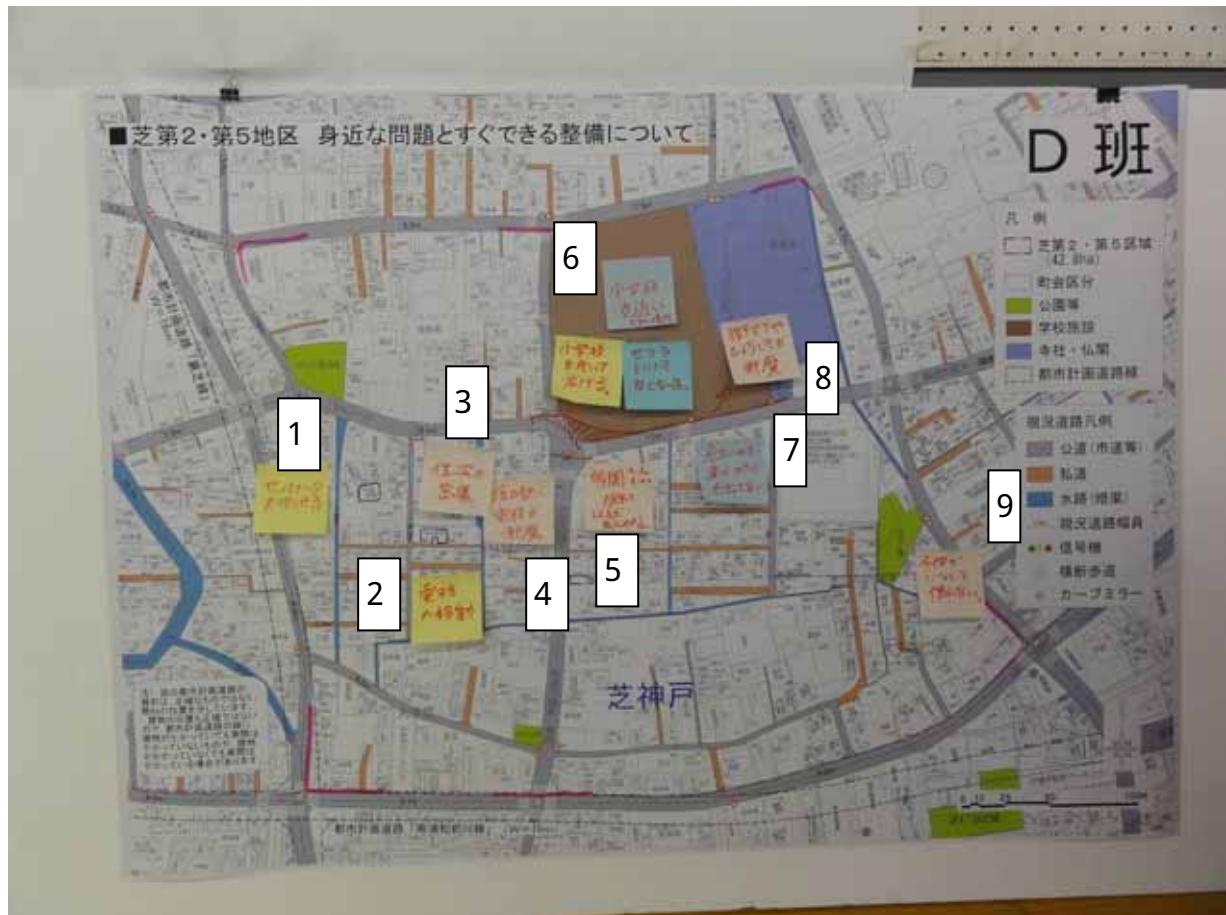
図面番号	良いところ・悪いところ・改善案・その他
1	今は事故が少ない
2	緑が少ないが、緑を増やすと暗くなったり、スペースが狭くなるのでは
3	通り抜け道路にすると便利になるが、危険にもなるのでは
4	憩いの場が少ない 銭湯、卓球のできる公共施設等の設置
5	信号があっても渡りづらい
6	ご老人、お子様が安心して歩ける道が少ない 街灯、歩道の設置
7	かけこみ可能な場所が少ない 交番、コンビニ、その他公共施設の設置
8	夜は暗くて怖い 街灯の設置
9	街灯を低いところに設置し、足元を明るくする

C 班の検討結果



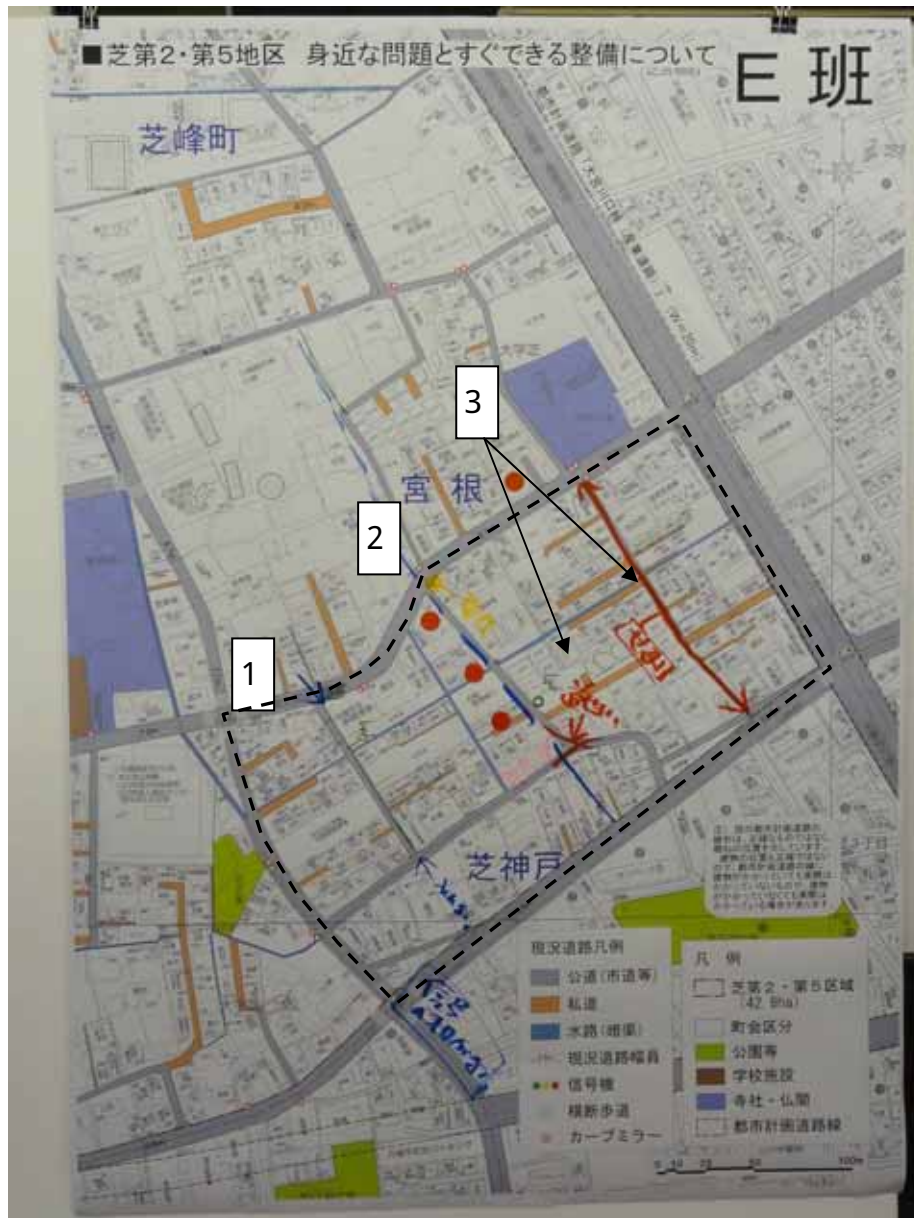
図面番号	良いところ・悪いところ・改善案・その他
1	危険な交差点
2	児童公園の設置
3	水路の暗渠化
4	駅へ向かう通勤用自転車が多い
5	マラソンコースの設置
6	歩車道の分離化
7	高齢者に備え、住みやすく
8	通過交通道路にさせない
9	速度を落とす工夫をする（ランプ設置等）
10	自転車道の整備
11	街灯の設置
12	危険な道路 カーブミラーの設置
13	水路の流れはどちらになるのか
14	見通しが悪い
15	公園の設置

D班の検討結果



図面番号	良いところ・悪いところ・改善案・その他
1	セッバックの徹底
2	電柱の移動により歩道空間を確保する
3	住宅が密集している
4	道が狭く、電柱が邪魔
5	期間規制しているが、よく分からない
6	小学校が近い 横断歩道を設置したことで、車がスピードを出さなくなった 歩道空間を確保するため、小学校を削って広げる
7	車がスピードを出さないように工夫する
8	歩道を歩くのに街灯や標識が邪魔
9	公園は、子供が少ないので使わない

E班の検討結果



図面番号	良いところ・悪いところ・改善案・その他
1	全体的に暗い 街灯の設置
2	電柱が邪魔 電柱を移設し、歩行空間の確保
3	道が狭い